

令和3年12月10日 公告

夢洲2区飛散防止対策工事

設計図書（特記仕様書）の一部に記載誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

訂正箇所	誤	正
特記仕様書 2頁 2.その他 8) 本工事の適用積算基準の内容	<u>本工事は、主として「国土交通省港湾局 港湾請負工事積算基準（令和2年度）」に基 づいている。</u>	<u>本工事は、主として「国土交通省港湾局 港湾請負工事積算基準（令和3年度）」に基 づいている。</u>

設計図書（特記仕様書）

誤

- 4) 受注者は、夢洲土地造成関連工事を円滑に推進するため、関連工事の施工業者をもって構成する「夢洲土地造成関連工事協議会」及び「夢洲関連工事連絡調整ワーキンググループ」に参加し協力すること。なお、詳細は監督職員の指示に従うこと。
- 5) 工事現場付近における現場事務所等の設置について
夢洲域内において、現場事務所等を設置する場合は監督職員と場所、面積等について協議し、必要となる書類を提出し、許可を得ること。
- 6) 設計変更における本市積算手法（契約率）
 - ①請負予定価格の算定
本工事の内容に変更が生じた場合は、本市積算基準に基づき設計変更を行うことがある。ただし、設計変更の積算にあたっては、直接工事費並びに諸経費について新たに積算を行って本工事費を算出し、契約率を乗じて得た額を「請負予定価格」とする。
 - ②変更手続き
本工事の各工種において、変更が生じる等した場合は、監督職員と協議を行うとともに、変更数量等を適切に提出すること。
- 7) 適用積算基準
 - ①間接工事費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の設定
 - ア) 間接工事費の工種区分は、「港湾工事(浚渫工事)」とする。
 - イ) 共通仮設費率の補正は、施工地域、工事場所による補正（国際戦略港湾・国際拠点港湾）を行っている。
 - ロ) 現場管理費率の補正は、施工地域、工事場所による補正（国際戦略港湾・国際拠点港湾）を行っている。
- 8) 本工事の適用積算基準の内容
 - ①適用している積算基準
本工事は、主として「国土交通省港湾局 港湾請負工事積算基準（令和2年度）」に基づいている。
 - ②適用している単価の時期
適用する単価については、令和3年11月時点とする。

第 3 項 材 料

- 1 本工事に使用する材料は、全て受注者において調達すること。

正

- 4) 受注者は、夢洲土地造成関連工事を円滑に推進するため、関連工事の施工業者をもって構成する「夢洲土地造成関連工事協議会」及び「夢洲関連工事連絡調整ワーキンググループ」に参加し協力すること。なお、詳細は監督職員の指示に従うこと。
- 5) 工事現場付近における現場事務所等の設置について
夢洲域内において、現場事務所等を設置する場合は監督職員と場所、面積等について協議し、必要となる書類を提出し、許可を得ること。
- 6) 設計変更における本市積算手法（契約率）
 - ①請負予定価格の算定
本工事の内容に変更が生じた場合は、本市積算基準に基づき設計変更を行うことがある。ただし、設計変更の積算にあたっては、直接工事費並びに諸経費について新たに積算を行って本工事費を算出し、契約率を乗じて得た額を「請負予定価格」とする。
 - ②変更手続き
本工事の各工種において、変更が生じる等した場合は、監督職員と協議を行うとともに、変更数量等を適切に提出すること。
- 7) 適用積算基準
 - ①間接工事費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の設定
 - ア) 間接工事費の工種区分は、「港湾工事(浚渫工事)」とする。
 - イ) 共通仮設費率の補正は、施工地域、工事場所による補正（国際戦略港湾・国際拠点港湾）を行っている。
 - ロ) 現場管理費率の補正は、施工地域、工事場所による補正（国際戦略港湾・国際拠点港湾）を行っている。
- 8) 本工事の適用積算基準の内容
 - ①適用している積算基準
本工事は、主として「国土交通省港湾局 港湾請負工事積算基準（令和3年度）」に基づいている。
 - ②適用している単価の時期
適用する単価については、令和3年11月時点とする。

第 3 項 材 料

- 1 本工事に使用する材料は、全て受注者において調達すること。